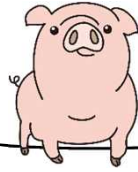


衛生だより



令和元年度第20号（7月）発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
(公社)千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

三重県で豚コレラの疑似患畜を確認 (国内32例目)

【概要】

発生農場：三重県いなべ市

飼養状況：4,058頭

7月22日 農場から飼養豚が死亡したと通報、三重県が立入。

7月23日 精密検査を行ったが、臨床症状と検査結果が一致しなかったことから、再検査の実施を決定。

7月24日 再検査の結果、豚コレラの疑似患畜と確認。

野生イノシシから豚コレラが検出されています！

これまでに、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、長野県で豚コレラに感染した野生イノシシが確認されています。三重県で感染が確認されたイノシシは今回豚コレラが発生したいなべ市でも確認されています。

農場周囲に柵を設置する等の対策を行い、
農場へのイノシシ侵入を防ぎましょう！



農場周囲に設置する柵の費用を国が助成する事業(アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業)の要望調査を行っています

今後、飼養衛生管理基準が改正され、柵や門扉の設置による飼養衛生管理区域内への野生動物侵入防止対策が義務付けられる予定です。7月26日(金)まで要望調査を行っていますので、設置の検討をお願いします。

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください。

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

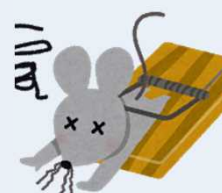
毎月1日は
一斉消毒の日

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の調査結果を踏まえた農場の衛生管理の注意点について

第8回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会が行われ、主に23～28例目の事例について事実関係をもとに豚コレラの感染経路、今後の対策が検討されました。豚飼養農場では改めて以下のことを徹底してください。

1 農場への野生動物侵入防止対策

- ・豚舎周囲の除草、木の伐採を行い緩衝帯を設置する。
- ・豚舎内外の整理・整頓・清掃をしてネズミ等が接近しにくい環境にする。
- ・飼料タンク下や飼料輸送中の餌こぼし対策、排せつ物、資材保管場所の対策。
- ・豚舎内のネズミ駆除や豚舎開口部への防鳥ネットの設置等



2 人・車両等の出入り対策及び作業員への教育・訓練

- ・農場や豚舎の出入口付近や周辺の消毒の徹底。
- ・農場に出入りする全ての車両[※]の洗浄・消毒の徹底。
※工事車両や農場の従業員の車両も含む
- ・畜舎内で飼養作業を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について要点を文書化して定期的に教育や訓練を行う。

3 と畜場への生体出荷車両の消毒の徹底

- ・と畜場や農場での車両内外、特に運転席の消毒の徹底。
- ・運転手の更衣や長靴の交換等の実施。



4 飼養豚の観察と早期通報の徹底

- ・発熱、元気消失、食欲減退、流死産や結膜炎等の症状が認められた場合には、飼養管理者や獣医師は早期に家畜保健衛生所に通報を行う。
(今回の豚コレラは典型的な症状が出にくい場合がある。)
- ・農場の全従業員に対し上記の症状を周知徹底し、早期通報に努める。